

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年1月14日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000581号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100154号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成30年7月1日から平成29年7月16日に訂正し、同年7月から平成30年6月までの期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成29年7月から平成30年6月までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年7月16日から平成30年7月1日まで

A社に勤務していた請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。給与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された「雇用契約書(パートタイマー)」及び賃金台帳並びに請求者から提出された給与明細書により、請求者は、請求期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、日本年金機構B事務センター(以下「事務センター」という。)から提出された厚生年金保険被保険者資格取得届(以下「資格取得届」という。)の写しにより、A社は、請求者の資格取得年月日を平成29年7月16日とする資格取得届を事務センターに提出し、同センターは同年8月23日に受付していることが確認できる。

一方、事務センターは、上記資格取得届は請求者の住所相違のため書類に不備があるとして事業所に返戻し、訂正請求受付年金事務所の照会に対して、再提出勧奨を行っていない旨回答している。

このため、訂正請求受付年金事務所は令和3年2月9日に資格取得届の再提出勧奨を行い、厚生年金保険料の徴収権時効成立後の同年6月18日に資格取得届を受付し、遡って被保険者資格の取得処理をしていることから、請求期間は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

しかしながら、日本年金機構の業務処理マニュアルによると、書類の審査で補正できない不備が判明し、返戻を行う場合は、受付進捗管理システムに所定の事項を登録の上、返戻手順に

基づいた処理を行うこととされているが、事務センターは、受付進捗管理システムにおいて不備返戻された事実は確認できないとし、業務処理マニュアルに基づいた処理が行われたことを確認できる該当資料もない旨回答していることから、請求期間当時のA社に係る事務センターにおける当該届出書処理が適切に行われていたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者の厚生年金被保険者資格取得年月日を平成 29 年 7 月 16 日に訂正することが必要である。

また、請求者の請求期間の標準報酬月額については、A社から提出された資格取得届及び賃金台帳により確認できる報酬月額から、20 万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101106号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100155号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年8月25日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成29年8月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年8月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年8月25日

A社から支給された役員賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳(賞与)及び給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成29年8月25日に同社から200万円の賞与の支払いを受け、当該賞与額に見合う標準賞与額150万円(上限額)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年8月25日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年7月29日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年8月25日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101107号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100156号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年8月25日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

平成29年8月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年8月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年8月25日

A社から支給された役員賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳(賞与)により、請求者は、平成29年8月25日に同社から100万円の賞与の支払いを受け、当該賞与額に見合う標準賞与額100万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年8月25日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年7月29日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年8月25日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101108号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100157号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年8月25日の標準賞与額を60万円に訂正することが必要である。

平成29年8月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年8月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年8月25日

A社から支給された役員賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳(賞与)により、請求者は、平成29年8月25日に同社から60万円の賞与の支払いを受け、当該賞与額に見合う標準賞与額60万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年8月25日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年7月29日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年8月25日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101109号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100158号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年8月25日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

平成29年8月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年8月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年8月25日

A社から支給された役員賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳(賞与)により、請求者は、平成29年8月25日に同社から50万円の賞与の支払いを受け、当該賞与額に見合う標準賞与額50万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年8月25日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年7月29日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年8月25日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。